

令和7年度 小児療育担当職員等実務研修実施要綱

1 目的

発達の遅れや障がいがある子どもの療育については「子どもの身近な地域における早期からの支援」が必要不可欠であり、専門機関だけでなく地域現場での支援の充実が強く求められている。

そこで、地域で発達障がいや気がかりさがある子どもへの支援に従事する職員を対象に、福井県こども療育センターにおいて実務研修を実施し、子どもに対する直接的支援の方法や保護者支援、地域の社会資源活用などに関する知識や技術を習得させることで、核となる職員を育成し、地域療育の充実を図る。

2 実施主体

福井県

3 実施担当

福井県こども療育センター（以下、療育センター）内 児童発達支援センター つばさ

4 研修対象者

県内の市町等行政機関、保健センター、子育て支援センター、保育所、幼稚園、認定こども園、児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、保育所等訪問支援事業所、相談支援事業所、児童館、診療所等に所属する以下の職員

- ・保育士・幼稚園教諭
- ・保健師・看護師
- ・言語聴覚士・作業療法士・理学療法士・心理士
- ・児童福祉・教育・行政に携わる方（相談員・児童指導員・保育カウンセラー等）

5 研修概要および日程

- 1) 「1W（1週間）コース」、「研修型ペアレント・プログラムコース」の2コースあり。

それぞれの研修概要、日程および申込様式は別紙のとおり。

- 2) いずれのコースにおいても、事前研修および修了後報告会への参加を必須とする。

(1) 事前研修会 令和7年6月18日（水）午後

(2) 修了後報告会 令和8年3月18日（水）午後

尚、日程など詳細については受講決定後に通知する。療育センターの都合で、やむを得ず日程や会場を変更する場合がありますので、ご了承ください。

6 定員

1. 「IW（1週間）コース」：各日程 2名
2. 「研修型ペアレントプログラムコース」：各日程 4名

※ 定員を超えた場合は受講をお断りすることがありますのでご了承ください。

また、同所属から複数のお申込みがある場合は、1名に限らせていただきます。

7 申込み方法

1) 申込み

所属長は、コース毎の申込様式を用い、あらかじめ定められた日までに、メールで療育センター指定アドレス宛に申込むこととする。

2) 受講決定

療育センターは申込みのあった者について受講の可否を決定し、各所属長に通知する。
受講決定通知および連絡等については申込のメールアドレス宛に送付する。

3) 申込先

福井県子ども療育センター内 児童発達支援センター つばさ

研修担当 平鍋・山崎

E-mail アドレス tsubasa@pref.fukui.lg.jp

問い合わせ番号 0776-53-6581(つばさ直通)

7 研修規定

- 1) 研修期間中にかかる研修生の給与、往復の交通費等については、派遣元所属の負担とする。
- 2) 研修期間中の研修生の勤務時間は、療育センター所長が決定する。
- 3) 研修生は、研修期間中、療育センター所長の指示に従うものとする。
- 4) 研修生の出張や時間外などの勤務命令は、療育センターの指定する者を經由して、派遣元所属長が行うものとする。
- 5) 研修生が研修中に受けた災害等による傷病等に対しては、派遣元所属の規定に従い、措置するものとする。
- 6) 研修生は、研修期間中、療育センターにおいて知り得た秘密および個人情報を他に漏らしてはならない。これは、研修を終了した後も同様とする。

附 則

この要綱は、平成26年4月21日より施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月5日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月8日より施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月21日より施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月16日より施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月14日より施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月5日より施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月9日より施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月24日より施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月3日より施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月24日より施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月29日より施行する。

別紙

小児療育担当職員等実務研修

I IW（1週間）コース

【研修場所】

- ・福井県こども療育センター内 児童発達支援センターつばさ

【研修概要】

- ・つばさの小集団療育に参加し、発達障がいをもつ未就学児に対する支援の場面や方法を見学・体験することで、その理解を深める

【研修日程】

研修 番号	内容・定員	期間	令和7年度日程
①	【発達障がい児の 療育支援】 定員 各コース2名	5日間	7月14日（月）～7月18日（金） 8：30～16：30
②			8月4日（月）～8月8日（金） 8：30～16：30
③			9月1日（月）～9月5日（金） 8：30～16：30
④			11月17日（月）～11月21日（金） 8：30～16：30
⑤			2月2日（月）～2月6日（金） 8：30～16：30
⑥			3月2日（月）～3月6日（金） 8：30～16：30

【研修申込】

- ・次頁申込様式1を用いて、令和7年4月30日（水）までにメールにて申し込むこととする

E-mail : tsubasa@pref.fukui.lg.jp

研修担当 平鍋・山崎

様式1

小児療育担当職員等実務研修 【1W(1週間)コース】受講申込書

所属法人名		
研修希望者	所 属 (事業所名等)	
	氏名・(職種)	()
	連絡先電話番号	*受講決定通知および連絡等は、お申込みいただいたメールアドレス または連絡先電話番号に行います。
	経験年数	年
	担当業務内容	
希望研修 番 号	第1希望	
	第2希望	
	第3希望	
受講者の 受講後の役割	<受講者の組織での役割> <受講者が得た支援技術の普及方法> <u>※記載欄が不足する場合は、任意の別紙を添付してください。</u>	
配慮希望事項	なし・あり () ※詳細について直接確認をとらせていただく場合があります。また、御希望に十分に対応し きれない場合があることを予め御了承ください。	

上記の者は、小児療育等にかかる基礎的知識をもち、今後障がい児への支援の中核となる者であり、研修を受講させたいので推薦します。

令和 年 月 日

所属の住所 (〒 —)

名称

所属長

2 研修型ペアレント・プログラムコース

【研修場所】

- ・福井県子ども療育センター内 児童発達支援センターつばさ

【研修概要】

- ・ペアレント・プログラムとは、子育ての困り感を丁寧に分析し、ほめる子育てと仲間づくりを目指す全6回のプログラムで、テーマは以下の通り

- 第1回 現状把握表を書く！
- 第2回 行動で書く！
- 第3回 同じカテゴリーを見つける！
- 第4回 ギリギリセーフを見つける！
- 第5回 ギリギリセーフをきわめる！
- 第6回 ペアプロでみつけたことを確認する！

- ・つばさが実施するペアレント・プログラム全6回すべてを受講することで、NPO 法人アスペ・エルデの会*が発行する修了証を取得でき、その後キャリアアップも可能*

*NPO 法人アスペ・エルデの会

厚生労働省の研究委嘱団体

*修了証の取得後、アスペ・エルデの会が開催する「資格認定アドバンスワークショップ」を受講することで「認定証」を取得でき、研修型ペアレント・プログラムを開催することができる

- ・1クール6回とフォローアップ1回

【研修日程】

研修番号	内容・定員	期間	令和7年度日程
①	【研修型ペアレント・プログラム】 定員4名ずつ	隔週水曜日 ※異なる場合もあります (全6回+フォローアップ1回)	8月27日(水)～10月29日(水) 9:30～12:00 2月25日(水)10:00～11:30
②			8月27日(水)～10月29日(水) 13:00～15:30 2月25日(水)10:00～11:30
③			11月12日(水)～1月28日(水) 9:30～12:00 2月25日(水)10:00～11:30

【研修申込】

- ・次頁申込様式2を用いて、令和7年4月30日(水)までにメールにて申し込むこととする

E-mail: tsubasa@pref.fukui.lg.jp

研修担当 平鍋・山崎

様式2

小児療育担当職員等実務研修【研修型ペアレント・プログラムコース】

受講申込書

所属法人名		
研修希望者	所 属 (事業所名等)	
	氏名・(職種)	()
	連絡先電話番号	*受講決定通知および連絡等は、お申込みいただいたメールアドレス または連絡先電話番号に行います。
	経験年数	
	担当業務内容	
希望研修 番 号	第1希望	
	第2希望	
	第3希望	
受講者の 受講後の役割	<受講者の組織での役割> <受講者が得た支援技術の普及方法> <u>※記載欄が不足する場合は、任意の別紙を添付してください。</u>	
配慮希望事項	なし・あり () ※詳細について直接確認をとらせていただく場合があります。また、御希望に十分に対応し きれない場合があることを予め御了承ください	

上記の者は、小児療育等にかかる基礎的知識をもち、今後障がい児への支援の中核となる者であり、研修を受講させたいので推薦します。

令和 年 月 日

所属の住所 (〒 —)

名称

所属長